

# 第3章

---

## 分野別施策の推進



## 第3章 分野別施策の推進

### 1 女性の人権

#### (1) 現状と課題

国連では、女性の人権を世界各国の共通した課題として、女性の地位向上のための世界行動計画や女性差別撤廃条約などを採択し、国際的な規模で女性の人権の確立に向けた様々な取組を行っています。

我が国においても、このような国際的な動向に配慮しながら、「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」など法制面における整備が行われ、女性の人権保障が大きく進歩しました。

しかし、女性の権利に関する様々な法律が整備された現在でも、セクハラやドメスティック・バイオレンス※（以下「DV」という。）、ストーカー行為※、さらには人身取引や性犯罪など女性の人権に関する様々な問題が起きています。

一方、国際化や高度情報化、少子高齢化、国内経済の長期低迷などによる社会・経済情勢の変化に伴い、家族のあり方や男女のライフスタイルが多様化している状況に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要となっています。

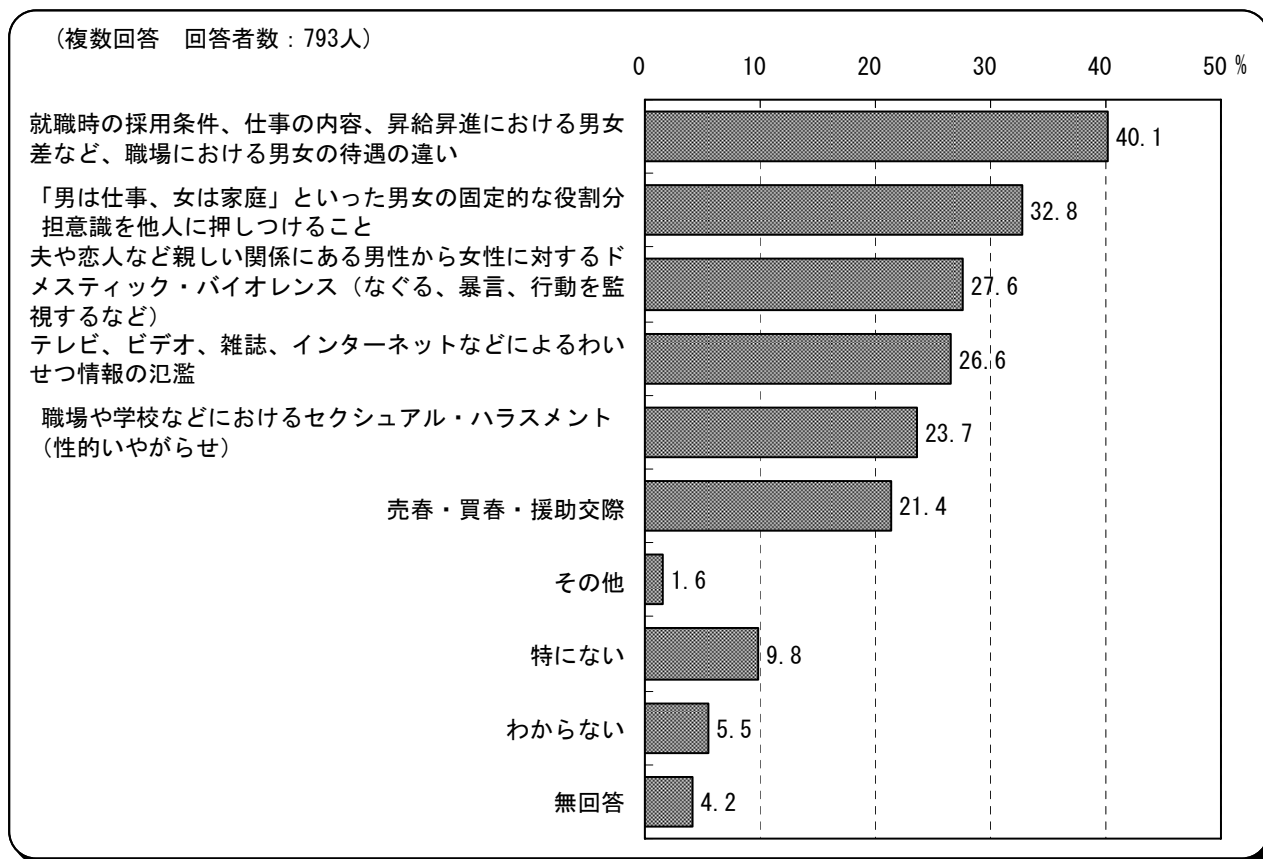
本市においては、女性のための施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、平成5年度の「つちうら女性プラン21」をはじめに、その計画期間の満了に伴い「第2次つちうら女性プラン21」を、さらには「第3次土浦市男女共同参画推進計画」を平成22（2010）年度に策定するとともに、その活動拠点としての「土浦市女性センター（現在の「土浦市男女共同参画センター）」を平成9（1997）年10月に開設し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の積極的な推進に努めています。

人権に関する意識調査から、①就職時の採用条件、仕事内容、昇給など待遇に関する問題 ②男女の固定的役割分担意識 ③セクハラ、DV防止対策 ④企業における仕事と家庭の両立支援 ⑤育児介護制度の推進などの問題があることが分かりました。（①～③は次頁市民問9、④はP17企業問7、⑤はP15・16企業問5・6）

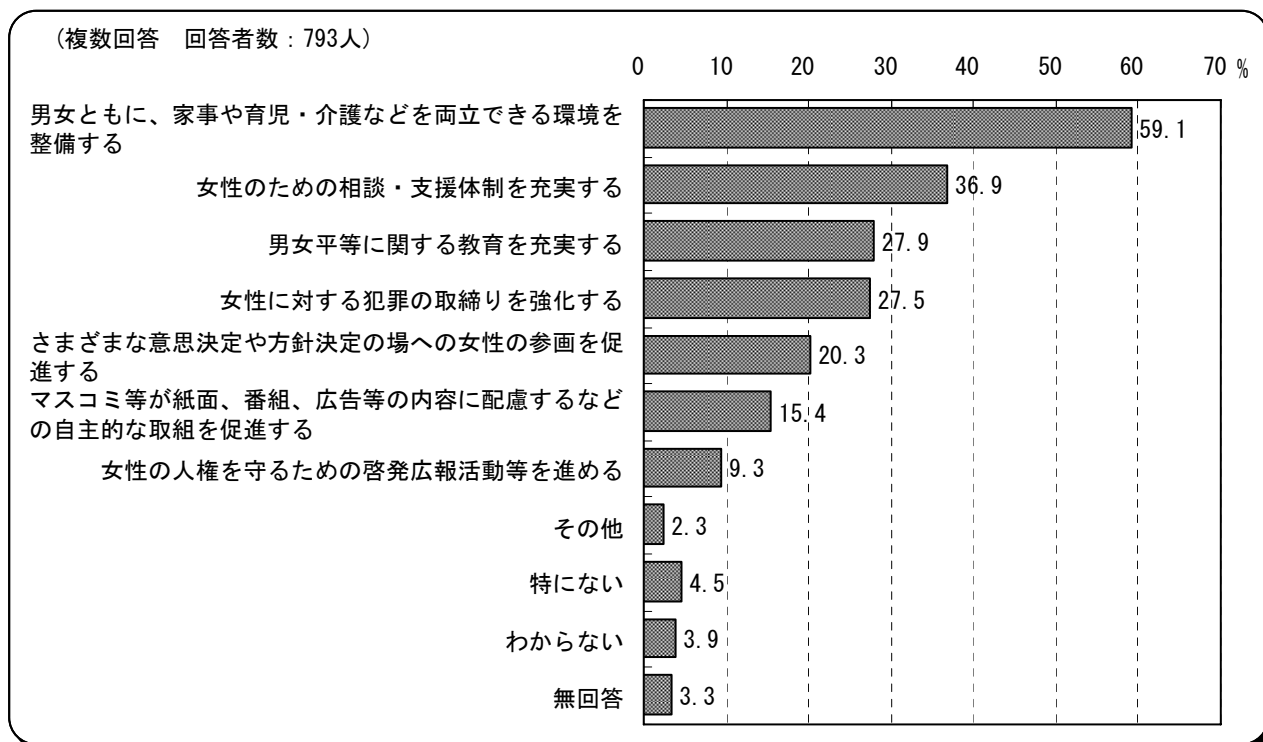
また、必要な対策としては、仕事と育児・介護の両立に関する環境整備と相談支援体制及び男女平等に関する教育の充実が望まれている結果となりました。（次頁市民問10）

こうしたことから、女性のさらなる社会進出を促進するためには、保育・介護に関する施設サービスの充実や、育児・介護休暇の取得しやすい環境の整備などとともに、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」等の法制度の普及・啓発活動、男女平等意識の醸成を図るための教育と啓発活動を推進する必要があります。

図表-19 市民問9 女性に関する人権上の問題



図表-20 市民問10 女性の人権を守るために必要な対策



## (2) 施策の基本的方向

第3次土浦市男女共同参画推進計画が掲げる男女共同参画社会の実現を目指して、女性の人権の確立に向けた施策を総合的かつ計画的に推進します。

### ア あらゆる手段による意識づくり

男女共同参画の視点に立った法制度の整備が進んでいますが、固定的な役割分担意識が社会に依然として残っている状況を見直し、男女共同参画社会の形成を住民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところから意識改革に取り組む必要があります。

こうしたことから、男女共同参画の視点から意識や慣行の見直しをするために、男女共同参画意識の啓発・広報活動を推進するとともに、誰もが生まれながらに持っている人間としての権利の尊重や男女平等を推進する教育・学習環境の充実、家庭での性別役割分担意識の改善に関する講座やセミナーなどの拡充に努めます。

また、市民の様々な悩みや不安の解消を図るため、人権相談や女性問題に関する相談などの各種相談窓口の充実に努めます。

### イ 行動に移す環境づくり

男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが社会のあらゆる分野に参画し、責任を担うことが求められていますが、女性が政策や方針決定の場に参画する環境の整備が不十分です。加えて、就労の場においても、女性の能力に対する正当な評価や女性の働く権利に関する保障は十分とは言えないのが現状です。

このような状況を見直し、市民一人ひとりがあらゆる分野で男女共同参画社会の実現に向けた行動を起こし、生きがいと活力ある生活を実現することができる環境整備や能力向上に努めるとともに、女性の地域・社会活動への参画促進や、ひとり親家庭などの援助が必要な家庭の自立した生活を営むための支援の充実に図ります。

### ウ 予防と保護の環境づくり

誰もが共に認め合い安心して心豊かな生活を送れるよう、女性へのあらゆる暴力やセクハラ、DVなどに対し、被害者、加害者双方を視野に入れた啓発活動を行い、人権侵害の発生防止と被害者支援の充実に図ります。

また、メディアなどからの情報を主体的に判断し、活用する能力(メディアリテラシー)の向上を目指した啓発に努めます。

## 2 子どもの人権

### (1) 現状と課題

国連は、「児童の権利に関する条約<sup>\*</sup>」など、子どもの権利に関する条約を採択し、我が国においては、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」や「児童虐待の防止に関する法律」など子どもの権利を守るための制度の整備が進められてきました。

現在、子どもを取り巻く環境は、社会の変化、少子化の進行、都市化や核家族化、共働き家庭の増加などにより急激に変化しています。そういった変化は、家庭や地域社会の子どもたちを育てる機能を低下させ、さらに有害情報の氾濫や性の商品化など、子どもを取り巻く環境をますます悪化させています。

このように、子どもたちの健全な発達及び安全性が大きな課題となっていることから、子どもに対するあらゆる暴力の排除や、有害情報からの保護、いじめ問題の発生予防に向けた推進体制の強化・充実を図る必要があります。

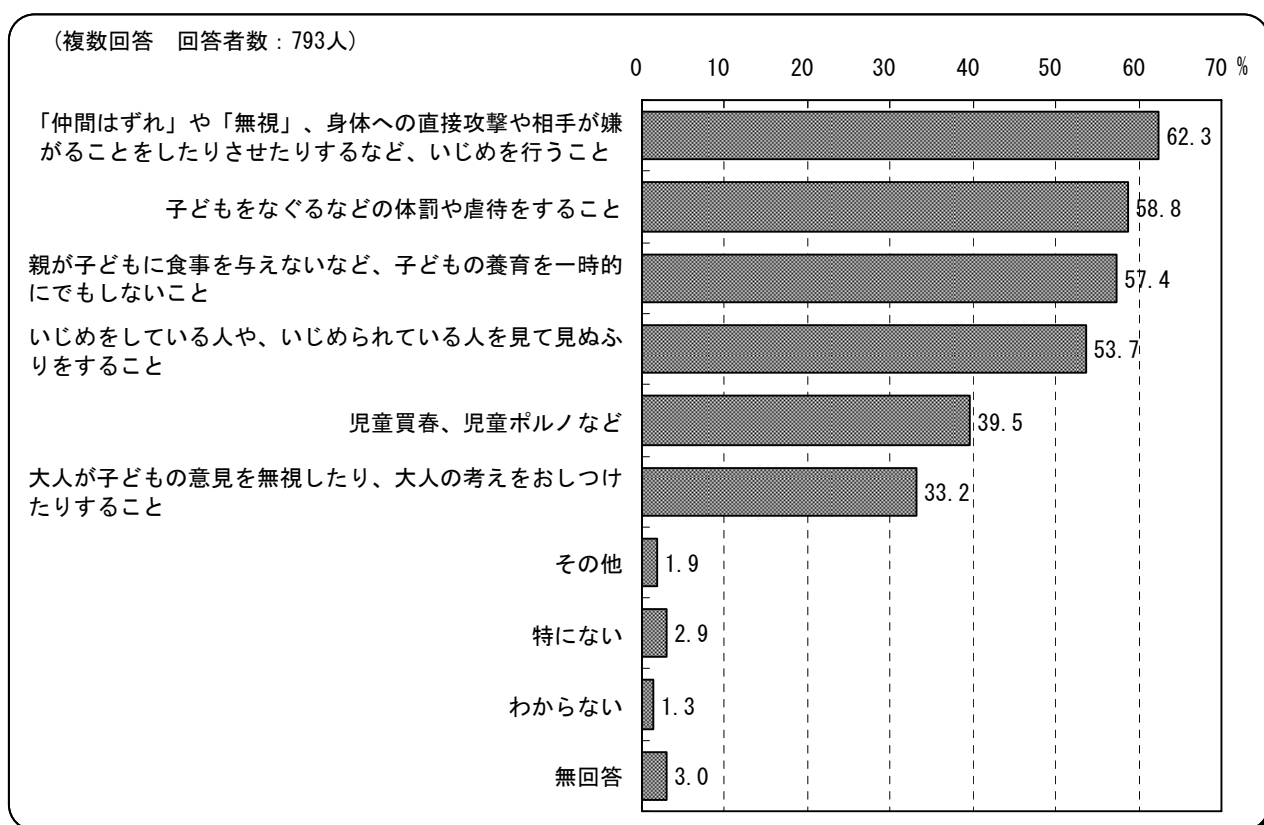
本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「土浦市次世代育成支援行動計画：つちうら新子どもプラン」を平成 17（2005）年に策定し、家庭、学校、地域、職場、関係諸機関、行政等が連携し、社会全体で子どもが健やかに成長できるよう取組を推進してきました。

人権に関する意識調査から、①いじめ ②体罰・虐待 ③育児放棄等の問題があることが分かりました。（次頁市民問 11）

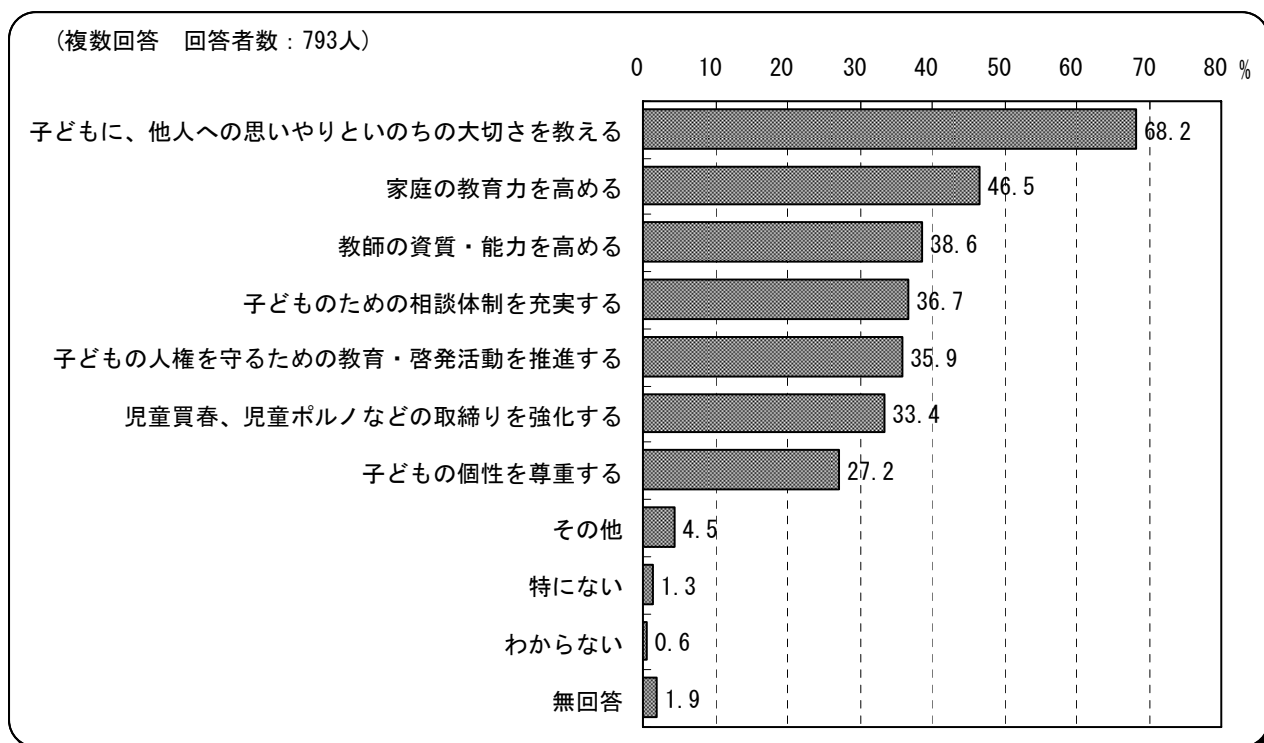
また、必要な対策としては、子どもへ他人への思いやりの大切さを教えるため、教師と家庭の教育力を高めることが望まれている結果となりました。（次頁市民問 12）

このことから、これまで推進してきた「社会全体で子どもが健やかに成長する権利を擁護する取組」をさらに充実する必要があります。

図表-21 市民問 11 子どもに関する人権上の問題



図表-22 市民問 12 子どもの人権を守るために必要な対策



## (2) 施策の基本的方向

子どもの権利が最大限尊重され、愛情や信頼感、我慢する心、思いやる心が育ち、その成長過程において社会的責任を自覚できるよう、大人と子どもが信頼関係のもとに、夢と希望を持っていきいきと育つことのできる環境づくりを目指します。

### ア 「児童の権利に関する条約」の理念の周知とその具体化

「児童の権利に関する条約」は、子どもの健全な成長・発達と学習権の保障を基盤とし、子どもたちが差別や権利侵害を受けることなく、一人の人間として人権が最大限に尊重されることをその理念としています。この理念を踏まえつつ、学校においては、子ども一人ひとりの人格を認め、人権を尊重した教育や学校運営を行います。

また、保護者や地域と連携しながら、子どもたちの活動を地域全体で支え、地域に根ざした人づくりを進めていきます。さらに、公民館等の社会教育施設を利用した活動の充実にも努めます。家庭においては、子どもの人権を尊重した養育が行われ、家庭が安心できる場所となり、互いに支え合う豊かな家庭生活が送れるよう、啓発に努めます。

### イ いじめや不登校等の問題に関する取組

いじめや不登校等の問題は子どもの人権に関わる重大なものであり、発生の予防に向け積極的に取り組まなければなりません。子どもにとって学校は勉学と社会生活の経験の場であり、一人ひとりの人格が認められる場でなくてはなりません。この点を踏まえて本市は、学校教育においては子どもたちが生きる力を育み、一人ひとりがいきいきと活動できる学校づくりに努めます。

また、学ぶ喜びや目標達成の成就感をあげさせるカリキュラムの編成や、家庭、学校、地域社会と連携した支援体制整備に取り組み、これらの問題の発生予防に全力を注ぎます。そして、学校に行きたくても行けない児童生徒や悩みを抱える児童生徒のために教育相談体制や心のケア体制を整え、子どもたちの自己実現への支援に努めます。



## ウ 児童虐待の防止

虐待は児童にとって計り知れない苦痛と傷を負わせるもので、大きな社会問題となっています。このことから、「児童虐待の防止等に関する法律」の周知とともに、児童虐待の発生予防、早期発見、通報(義務)、早期援助及び再発防止を行うための体制づくりに努めます。さらに、本市では法務局、児童相談所、保健所等の関係機関と「要保護児童対策協議会」を活用し、児童への適切な支援を図ります。

学校教育においては、家庭、地域の関係機関と密接な連携を図りながら児童虐待の防止に努めます。また、子どもたち相互、子どもたちと教職員の望ましい人間関係づくりを図りながら、子どもたちの心のサインを見逃さないように努めます。

## エ 健やかな成長の擁護

今日の子どもを取り巻く現状と課題は、学校のみでは対応しきれない変化と諸要因があり、プライバシーの保護に努めながら家庭、地域社会、関係諸団体との連携や啓発等の取組を進めなければなりません。また、子どもたちが、自立を図り、個性や能力をいかんなく発揮し、人権尊重の精神や国際性を育むことのできる環境を整備することが急務となっています。

こうしたことから、家庭、学校、地域社会、職場、関係諸団体それぞれが緊密な連携を図り、環境や福祉等のボランティア活動、自然とのふれあい等、自主的、主体的な活動を促進し、豊かな人間性をもつ子どもたちの育成に努めます。また、学校における教育相談体制の整備や保護者や児童相談所、福祉事務所、保健所等様々な機関との連携を図り、子どもの健やかな成長を擁護する取組の推進に努めます。

### 3 高齢者の人権

#### (1) 現状と課題

我が国の高齢者人口は、年々増加の一途をたどり、平成 22 (2010)年 7 月 1 日現在の高齢化率 (全人口に占める 65 歳以上の人口割合) は 23.0%となっており、10 年後の平成 32 (2020)年には 29.2%になると推計されています。

本市の高齢化率は、全国や茨城県全体と比べてやや低いものの、平成 22 (2010)年 7 月 1 日現在で 21.9%、平成 26 (2014)年には 24.5%になると推計され確実に高齢者人口が増加すると予想されます。今後の出生率の低下や平均寿命の伸長によって高齢化率はさらに上昇し、本格的な高齢社会の到来とともに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が予測され、寝たきりや認知症など、介護を必要とする高齢者が急増し、介護の期間も長期化する傾向になることが予想されています。

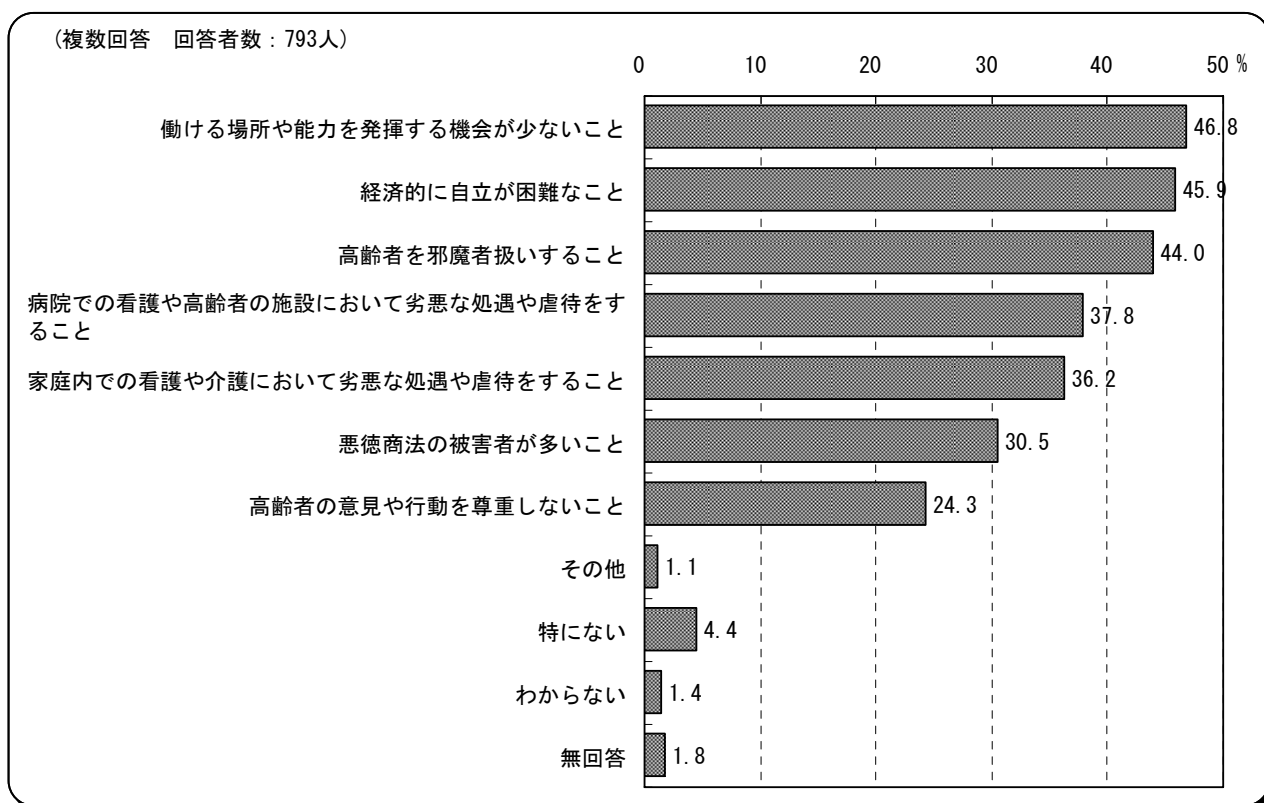
また、このような高齢化への急激な変化に、高齢者が地域社会から孤立したり、高齢者虐待がみられるような状況になっています。厚生労働省が平成 20 (2008) 年度に実施した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」によると、虐待を受けた、または受けた判断された事例は 14,889 件であり、前年度より 1,616 件 (12.2%) 増加しています。虐待の種類・類型では、「身体的虐待」が 63.6%で最も多く、次いで「心理的虐待」38.0%、「介護等放棄」27.0%、「経済的虐待」25.7%であったという結果が報告されています。

さらには、人権に関する意識調査から、①能力を発揮する機会がない ②経済的な自立が困難 ③邪魔者扱いされる ④高齢者の雇用機会の確保等の問題があることが分かりました。(①～③は次頁市民問 13、④は次頁企業問 10) また、必要な対策としては、自立して生活できる環境の整備や能力を発揮する機会の提供、世代間の交流が望まれている結果となりました。(次々頁市民問 14)

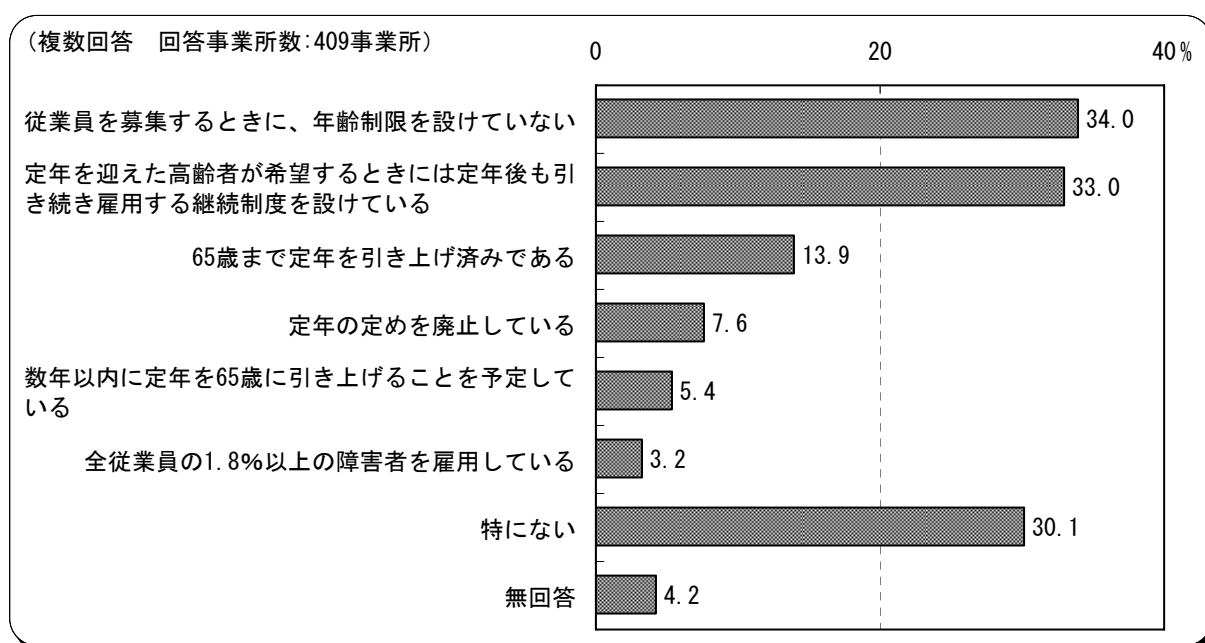
本市においては、平成 12 (2000) 年度に「ふれあいネットワークプラン～第 1 次土浦市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、平成 21 年度からは、第 4 次計画を基本として、誰もが安心して暮らせる「まち」を目指して高齢者自らがその役割を自覚し、健康で生きがいをもって暮らすことができるよう、高齢者施策を積極的に実施してきました。

このようなことから、高齢者雇用の促進を図り、尊厳と生きがいを持って自立した生活ができるように、高齢者と介護者を社会全体で支援する体制づくりの推進に取り組む必要があります。

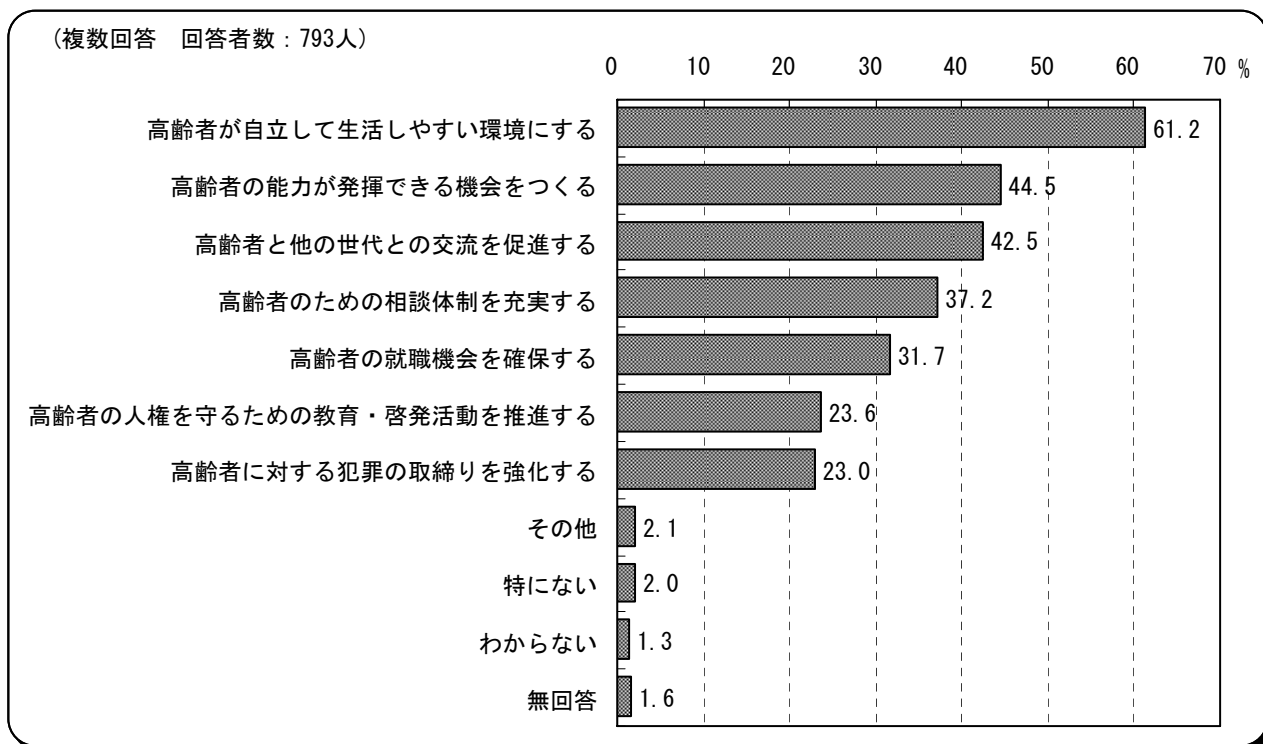
図表-23 市民問13 高齢者に関する人権上の問題



図表-24 企業問10 高齢者及び障害者の雇用に関して



図表-25 市民問14 高齢者の人権を守るために必要な対策



## (2) 施策の基本的方向

高齢者が社会や家族，経済活動など，これまで果たしてきた役割や功績に対し，敬老意識等の醸成を図るとともに，高齢社会が抱える問題に関する理解を深め，地域社会全体で高齢社会を支えるための意識の啓発に努めます。

### ア 虐待の早期発見・対応

家庭内における高齢者虐待は，その潜在性から発見されにくく，対応が非常に困難です。このような高齢者虐待を少しでも早く発見し，迅速に対応することが重要です。

高齢者に対する虐待には，「身体的虐待」，「介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）」，「心理的虐待」，「性的虐待」「経済的虐待」がありますが，近年，社会経済の悪化に伴い，親族が本人の承諾なしに年金や預貯金を引出したりする「経済的虐待」が多くみられるようになっていきます。虐待の対応には早期発見が不可欠になることから，本市独自の地域ケアシステムである「ふれあいネットワーク」を活用し，積極的に対応します。

### イ 権利擁護事業の推進

認知症等により，判断能力が不十分な高齢者に対し，日常生活上の契約や財産管理等の権利擁護を行うために，成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知に努め，地域包括支援センター※を中心とした相談体制を強化し，高齢者の権利擁護事業を推進します。

### ウ 相談・支援体制の充実

これからの高齢社会においては，「高齢者が，尊厳をもって暮らすこと」を確保することが重要であります。

そのため，高齢者がたとえ介護を必要とする状態になっても，可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう，介護，予防，医療，生活支援サービス等を一体化して提供していく「地域包括ケア」の実現を目指し，地域包括支援センターが中心となり，関係機関と連携しながら相談と支援体制の充実を図ります。

## 4 障害者の人権

### (1) 現状と課題

我が国は、障害のあるなしにかかわらず、誰もが社会に参加して同じように暮らし生きられること、すなわち「障害者の完全参加と平等」を実現するために、障害者施策を総合的に展開してきました。

現在では、人権の尊重の考えを基盤にして、障害のある人も障害のない人と同じように生活を送る権利があるという考え方が、広く定着してきています。

平成15(2003)年4月から、障害者が地域で暮らすことを支援する「支援費制度」が始まり、障害者福祉サービスの利用が従来の措置から利用者の選択による契約に改められるなど、障害者の自己決定に向けた取組が強化されることとなりました。このような中、平成16(2004)年6月「障害者基本法」の一部改正で、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、基本的理念として障害者に対して障害を理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨が規定されました。

本市においても、障害者を取り巻く状況の変化と多様なニーズに対応し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成12(2000)年度に障害者基本法に基づく第1期の「土浦市障害者計画」を策定し、平成21(2009)年度には、第2期となる計画を策定しました。

また、社会生活環境の整備として平成21(2009)年3月に「土浦市バリアフリー基本構想」を、平成22(2010)年3月には、「土浦市バリアフリー特定事業計画」を策定し、障害者を含むあらゆる人々が社会活動に参加し、自己実現できるために、道路や建物などの物理的なバリアフリー化を目指し施策を推進しているところです。

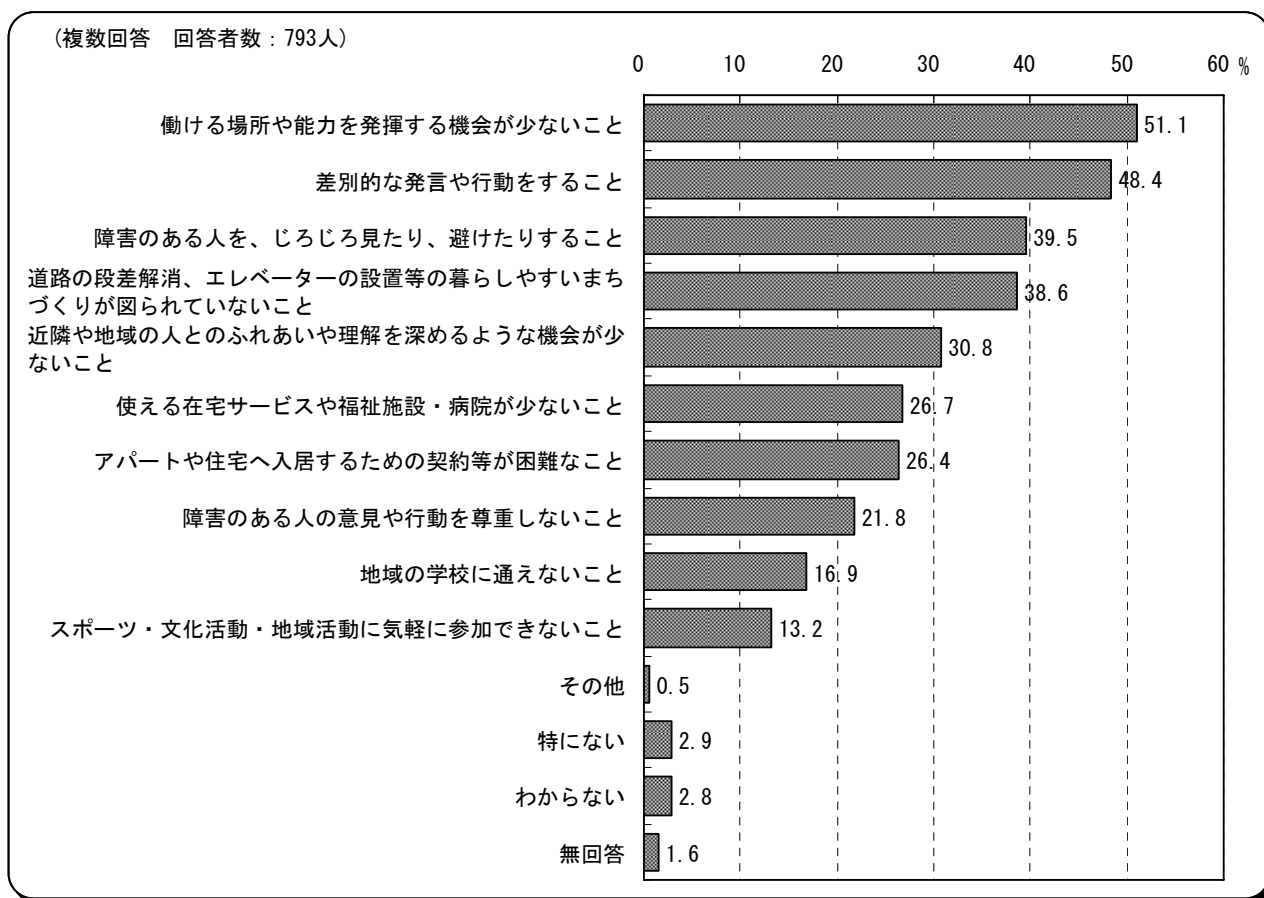
障害のある人もない人もすべての人が地域社会で安心して暮らせ、お互いに認め合い、支え合うことのできるまちづくりのためには、何よりも人権という観点からの心のバリアフリー\*が必要です。

人権に関する意識調査から、①能力を発揮する機会が少ない ②差別的な発言 ③障害のある人を、じろじろ見たり、避けたりすること ④障害者の雇用等の問題があることが分かりました。(①～③は次頁市民問15、④はP35企業問10)

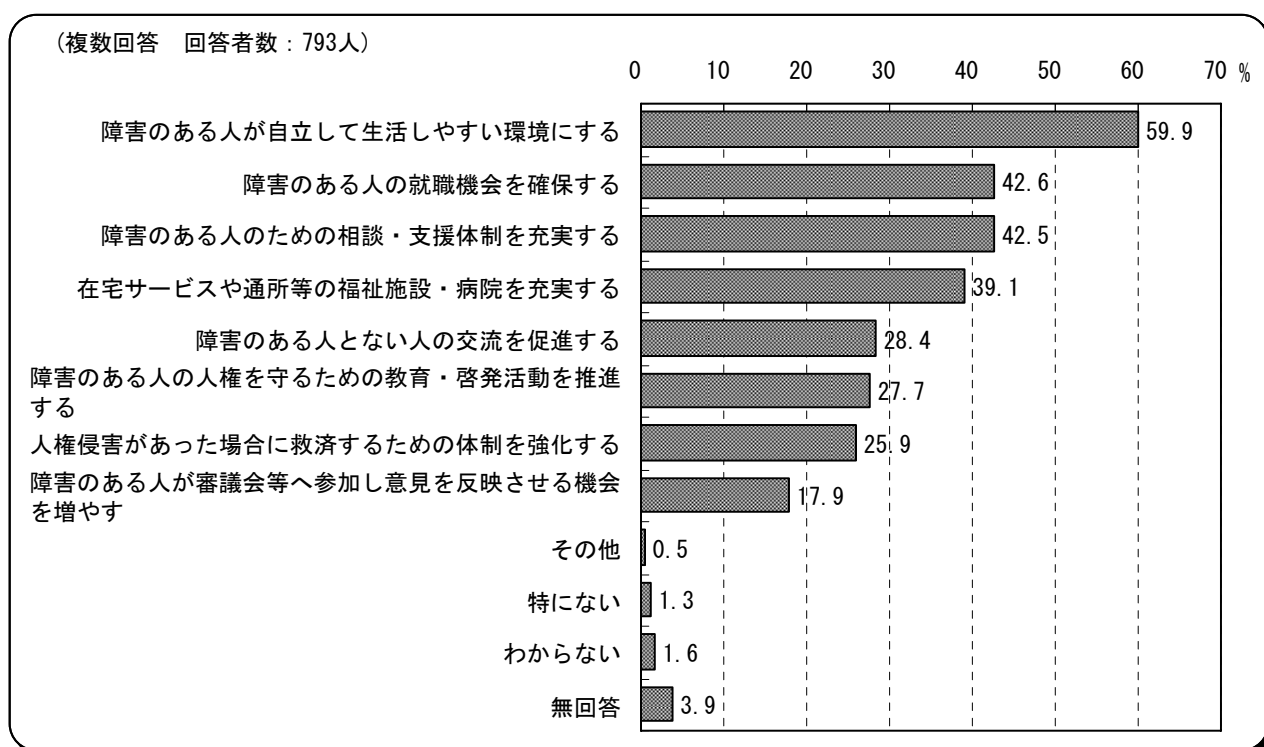
また、必要な対策としては、自立して生活しやすい環境の整備や就職機会の確保、相談・支援体制の充実が望まれている結果となりました。(次頁市民問16)

このことから、ノーマライゼーションの理念の下、障害者の雇用の促進と自立した生活ができるよう社会全体で支援する取組を推進する必要があります。

図表-26 市民問 15 障害者に関する人権上の問題



図表-27 市民問 16 障害者の人権を守るために必要な対策



## (2) 施策の基本的方向

### ア 障害及び障害者に対する理解の促進

障害のある人もない人も共に支えあい生きるノーマライゼーションの実現を目指すため、すべての市民が障害や障害者に対する理解と認識を深めるため「心のバリアフリー」を推進します。

### イ 自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の充実を図って行くことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

### ウ 地域福祉の充実

支援を必要とする人が、家庭や地域の中で安心して暮らせるようにするため、土浦市ふれあいネットワークや地域自立支援協議会を活用するとともに、土浦市社会福祉協議会や関係機関・各施設等との連携によるネットワークの一層の充実を図ります。

### エ 権利擁護の促進

障害者等からの相談支援を充実させ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を促進し、また、成年後見制度による権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します

### オ 就労支援の促進

就労支援に関しては、「土浦市地域自立支援協議会」において就労専門部会を設置するなど、支援体制の強化を進めています。また、職場実習や職場体験を通じて一般就労への意欲につながる機会の拡大に努め、障害者の就労機会の拡大支援を目指します。

### カ 特別支援教育<sup>\*</sup>の充実

発達障害をできるかぎり早期に発見し、発達支援を行うための早期療育支援事業の実施に努めるとともに、療育機関や教育機関との連携をより発展させ、発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業のグランドモデル地域として、保健・医療・福祉・教育・労働・その他の多様な分野での連携体制の構築を進めます。

### キ 相談・支援体制の充実

障害のある人々の地域における自立した生活や社会活動などを支えるため、相談支援・移動支援・コミュニケーション支援といった地域生活支援事業を実施し、状況に応じたサービス提供体制の強化を図ります。



## 5 同和問題

### (1) 現状と課題

同和問題は、昭和40（1965）年の同和対策審議会答申<sup>\*</sup>において、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。」とされ、「その早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である。」と指摘されています。このことを踏まえ、国においては、同和問題の早期解決を図るため、昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」（同対法）の施行以来、3度にわたり制定された特別措置法に基づく特別対策を中心に、関係諸施策を推進してきました。その結果、特別対策については、概ねその目的を達成できる状況になったことから、「地域改善対策特定事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）は経過措置を含めて、平成14（2002）年3月末をもって終了することとなりました。

しかし、平成8（1996）年の地域改善対策協議会<sup>\*</sup>の意見具申では、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」「地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行」「今後の施策の適切な推進」等を今後の重点施策の方向として示しています。これを受け、平成8年7月の閣議において、「同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発に関する地域改善対策特定事業は、一般対策としての人権教育・啓発に再構成して推進する」ことが決定されました。

本市では、同和対策審議会答申が示すように、同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識のもとに、国、県、関係機関等と連携し取り組んできた特別対策により、生活環境の整備については改善されてきましたが、心理的差別の解消には、人権が尊重された社会の実現を目指し、偏見や差別をなくす人権教育及び人権啓発をより一層展開する必要があります。

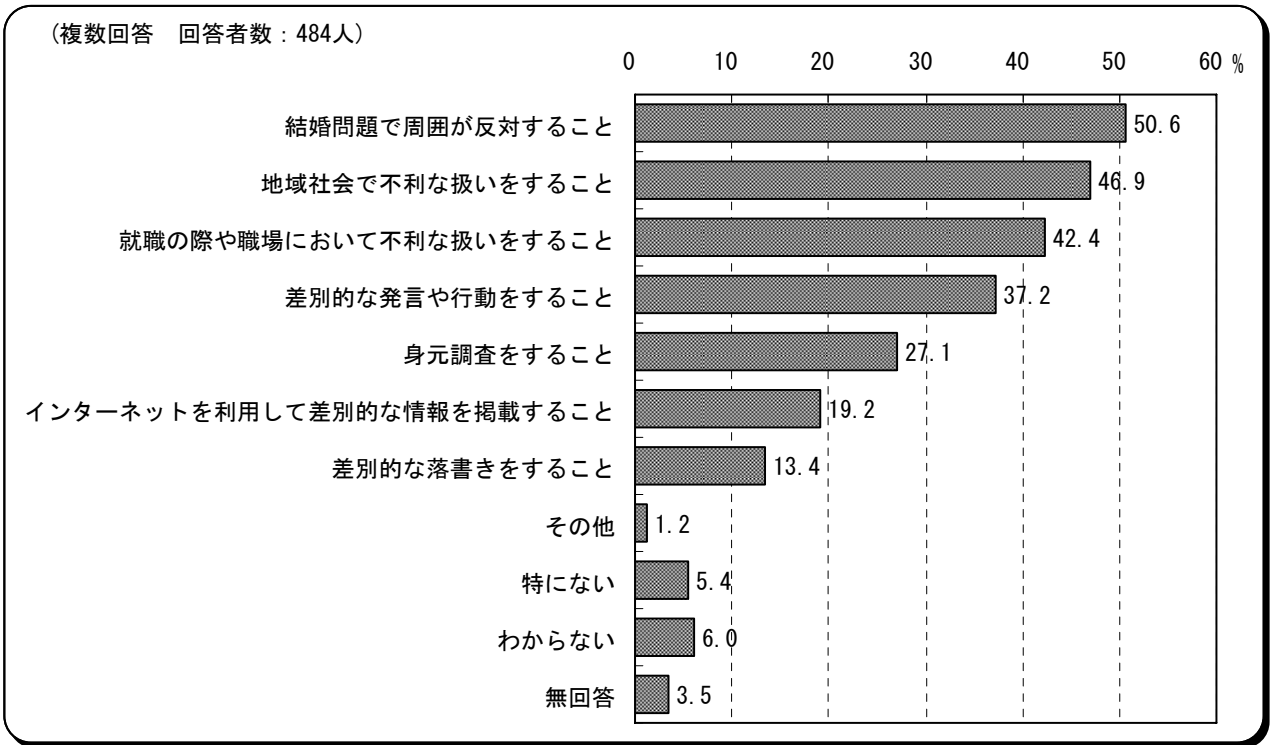
人権に関する意識調査から、①結婚問題で周囲が反対する ②地域社会で不利な扱いをする ③就職の際や職場において不利な扱いをする等の問題があることが分かりました。（①～③は次頁市民問 17-1）

さらに、差別を受けた、差別をした内容に関する質問では、少数ではありますが、出生地に関する差別がある結果となりました。（P8・10 市民問 6・8）

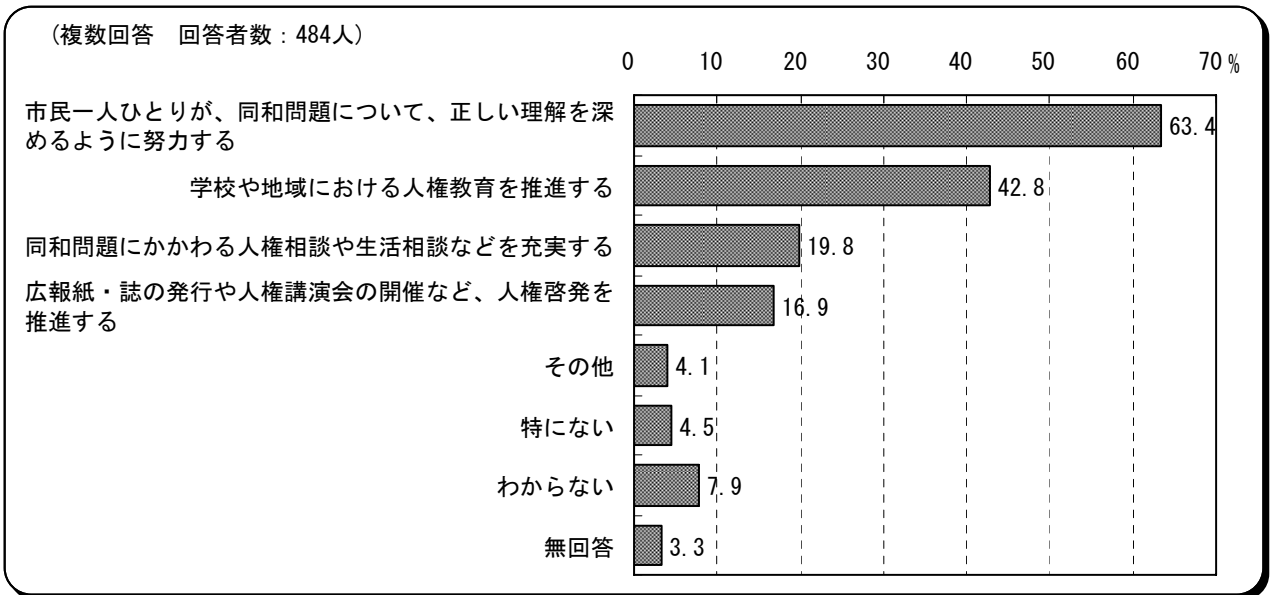
また、必要な対策としましては、同和問題を正しく理解すること、学校や地域において人権教育を推進すること、同和問題にかかる相談を充実することが望まれている結果となりました。（次頁市民問 17-2）

このことから、市民一人ひとりが同和問題を正しく理解するための教育・啓発を推進することと、同和問題に関する相談や支援体制を充実させる必要があります。

図表-28 市民問 17-1 同和問題に関する人権上の問題



図表-29 市民問 17-2 同和問題を解決するために必要な対策



## (2) 施策の基本的方向

### ア 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進

市民一人ひとりが同和問題についての正しい理解と認識を深め、差別のない社会を実現するため、これまでの取組の成果を踏まえながら、教育・啓発に努めます。

### イ えせ同和行為<sup>※</sup>の排除

同和問題解決の大きな阻害要因となっている「えせ同和行為」に対処するため、水戸地方法務局の「えせ同和行為対策関係機関連絡会」の活用等により、関係機関と緊密な連携を図り、そのような行為の排除に向けた取組に努めます。

### ウ 相談・支援体制の充実

同和問題に係る人権問題の解決を図るため、関係機関が行う様々な事業を活用し相談・支援体制の充実を図ります。

## 6 外国人の人権

### (1) 現状と課題

本格的な国際化社会を迎え、多くの外国人が同じ地域社会に住むようになりました。本市においても、現在 55 カ国、3,600 人を超える外国籍の人たちが生活しており、様々な人権問題が生じています。

しかしながら、一口に外国人に関する人権問題といっても、近年増加している日本で生活する外国人や、働きに来ている外国人労働者の人権問題もあれば、我が国の歴史的経緯に由来して在住する在日韓国・朝鮮人に関する人権問題、言葉や識字の問題等により意思疎通がうまくできないため、深刻な状況を発生させることなど、その内容は多様です。

外国人であるがゆえの偏見や差別が生まれたり、言語、文化、習慣等の違いから相互理解が十分ではなく、住居、労働、福祉、医療、教育等の様々な分野でトラブルが起こったりすることもあります。

習慣や文化、価値観の違いに対する理解不足による偏見や差別感等が生じることのないよう、地域社会のすべての外国人と日本人とが心豊かに暮らし、違いが尊重され、豊かな人間関係が構築されるような方策が求められています。

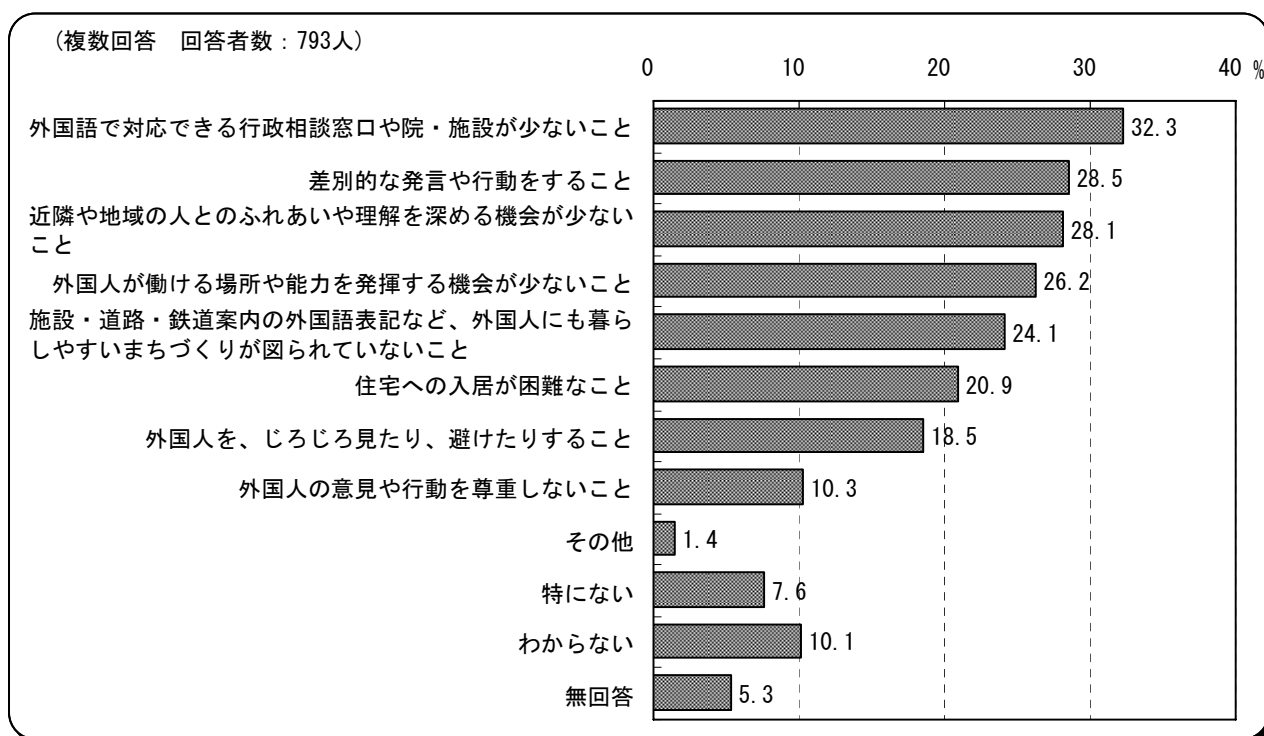
本市では、平成4(1992)年に土浦市国際交流協会を設立し、日本人と外国人との交流による異文化理解に努めています。また、土浦市国際交流協会と土浦ユネスコ協会との共催による日本語教室も、ボランティア講師の指導で毎週実施し、職場や家庭(国際結婚)における生活改善に貢献しています。さらに、外国人児童においては、「土浦市学校支援地域本部事業(日本語支援事業)」を平成20(2008)年度より実施しており、日本語ボランティアの指導で徐々に効果が現れています。そのほか、「外国人のための日本語教室の開催事業」により、日本語と日常生活習慣などを習得するための日本語教室を開催するなど、国際交流や生活支援事業を実施してきました。

人権に関する意識調査から、①外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ない ②差別的な発言や行動をする ③近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ない等の問題があることが分かりました。(①～③は次頁市民問18)

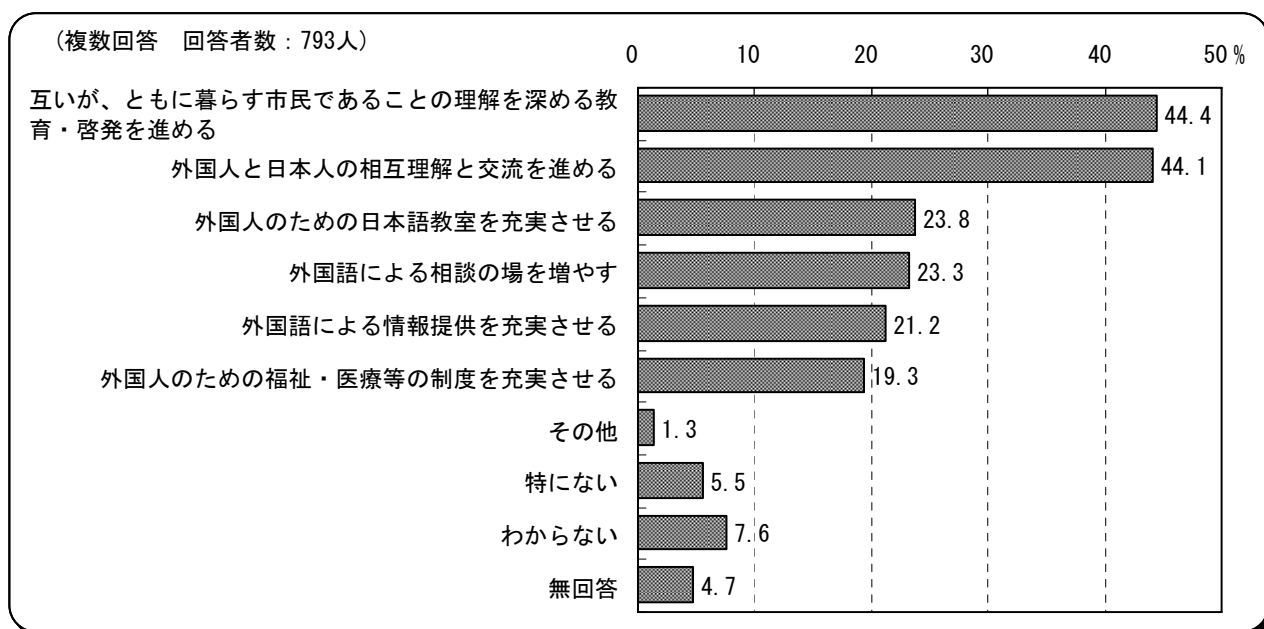
また、必要な対策としては、相互理解のための教育・啓発・交流を進めることと、外国人のための日本語教室を充実させることが望まれている結果となりました。(次頁市民問19)

このことから、生活習慣の違いなどを理解しあうための教育と交流、外国語表記などの生活支援をする必要があります。

図表-30 市民問 18 外国人に関する人権上の問題



図表-31 市民問 19 外国人の人権を守るために必要な対策



## (2) 施策の基本的方向

### ア 偏見などを防止するための異文化の理解の推進

異なった文化や習慣をもつ人々に偏見や排除意識をもたず，それぞれが自然に交流し，共に生きていくための資質の向上を図るよう，国際理解教育などを推進し，人権尊重の意識高揚に努めます。

### イ 様々な場面での外国語併記による暮らしやすい環境の推進

外国籍の人が日々の生活を安心して過ごせるように住居，労働，福祉，医療，教育等の分野で生活情報や啓発パンフレットの作成など情報提供に努め，交通案内・防災案内等標識に可能な限りの外国語を併記し，暮らしやすい環境づくりに努めます。

### ウ 学校教育における民族性等を尊重した教育の推進

学校教育においては，例えば在日韓国・朝鮮人については日本で暮らすことになった歴史的経緯や社会的背景が正しく理解されるように努めたり，その他外国籍の児童生徒に対し，我が国の言語や文化の習得に配慮するとともに，民族性等を尊重した教育に努めます。

## 7 感染症・難病患者等の人権

### (1) 現状と課題

HIV感染症<sup>\*</sup>はウイルスによる免疫機能障害を特徴とする疾患で、このウイルスにより引き起こされる疾患をエイズ<sup>\*</sup>と呼んでいます。

世界保健機構（WHO）は、昭和63（1988）年にエイズの蔓延防止と患者、感染者に対する差別や偏見の解消を図るため、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動を行ってきました。

我が国においては、エイズ予防に必要な施策を講じるため、平成元（1989）年に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」が施行され、平成11（1999）年には感染症患者等の人権に配慮した施策の推進を基本理念のひとつとした「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を施行、同法の規定により「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を作成し、総合的な対策が進められています。

しかし、このような対策にかかわらず、エイズ患者やHIV感染者に対する正しい知識や理解の不足から医療、雇用、アパート入居拒否、公衆浴場への入場拒否などの社会の様々な場面で人権問題が発生しています。

ハンセン病<sup>\*</sup>は、らい菌による感染症ですが、感染しただけでは発病の可能性は極めて低く、発病した場合でも完治が可能になりました。

しかし、平成8（1996）年に、らい予防法が廃止されるまで、患者の隔離政策がとられてきたことで患者や家族の人権が著しく侵害されてきました。

国はハンセン病患者や元患者の名誉回復及び福祉の増進を図るため「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律」を制定しました。療養所で生活している方々の多くは、既に治癒しているにもかかわらず、今も残る社会の偏見や差別、自身の高齢化、家族との関係断絶などの理由で社会復帰が困難な状況にあります。

難病<sup>\*</sup>は、調査研究の対象となっているものが130疾患あります。難病の治療には、経済的な問題だけでなく、介護等に著しく労力を要するため家庭の負担が重く、精神的な負担が大きくなることもあります。難病は種類も多く様々な特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかるものもあれば、外見は全く健康な人と変わらないこともあります。

就労については、難病患者の多くが、症状に支障のない範囲で働く意欲を持っていても、条件に合った就労の場を確保することが困難であり、また軽症の人や症状が回復した人で意欲があっても、治療や療養の制約があるため思うように働くことができず、安定した収入のある仕事につけないこともあります。

また、難病に対する無理解により、心ない言葉をかけられたり、就労の機会が失われることや、本人や家族が結婚差別を受けるということもあり、病気を周囲に隠して生きている人も少なくなく、これら差別や偏見の解消が課題となっています。

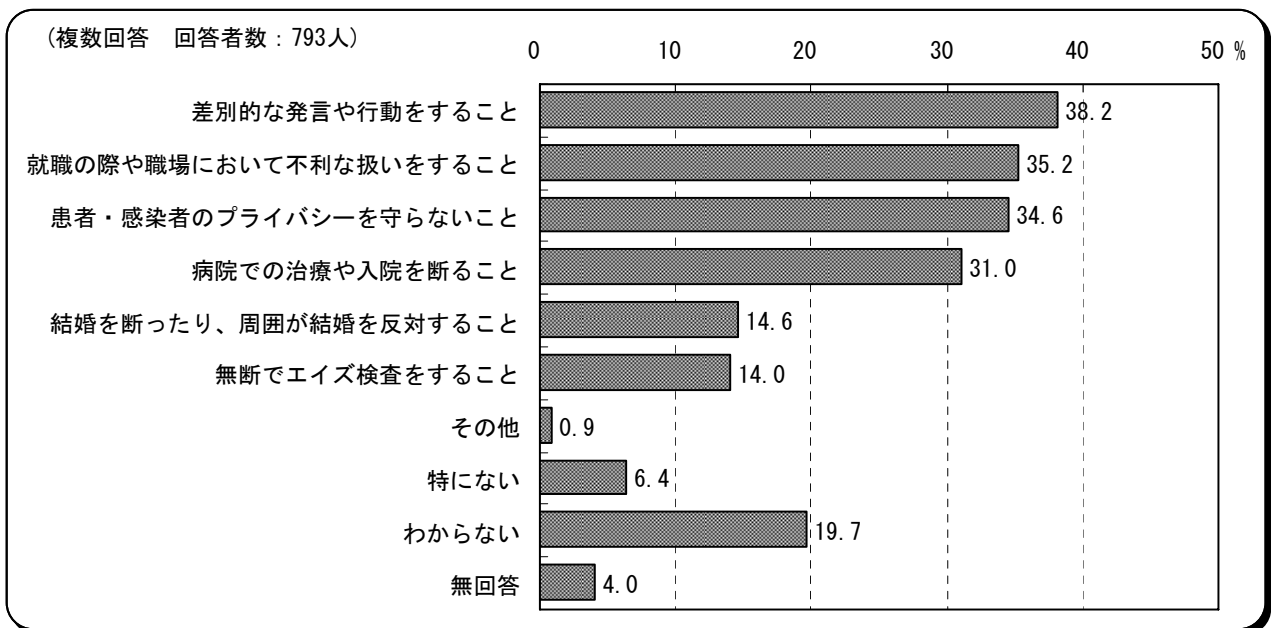
このように、様々な病気をめぐる状況は、その時代の医療水準や社会環境により変化するものですが、患者の方々の置かれている状況を踏まえ、患者の人権に配慮した対応が求められています。

人権に関する意識調査から、①差別的な発言や行動をする ②就職の際や職場において不利な扱いをする ③患者・感染者のプライバシーを守らない等の問題があることが分かりました。(①～③は下段市民問 20)

また、必要な対策としては、エイズ・H I Vに関する正しい知識を義務教育の中でも教育する、プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制を充実する、患者・感染者への偏見や差別をなくすための啓発活動を行うことが望まれている結果となりました。(次頁市民問 21)

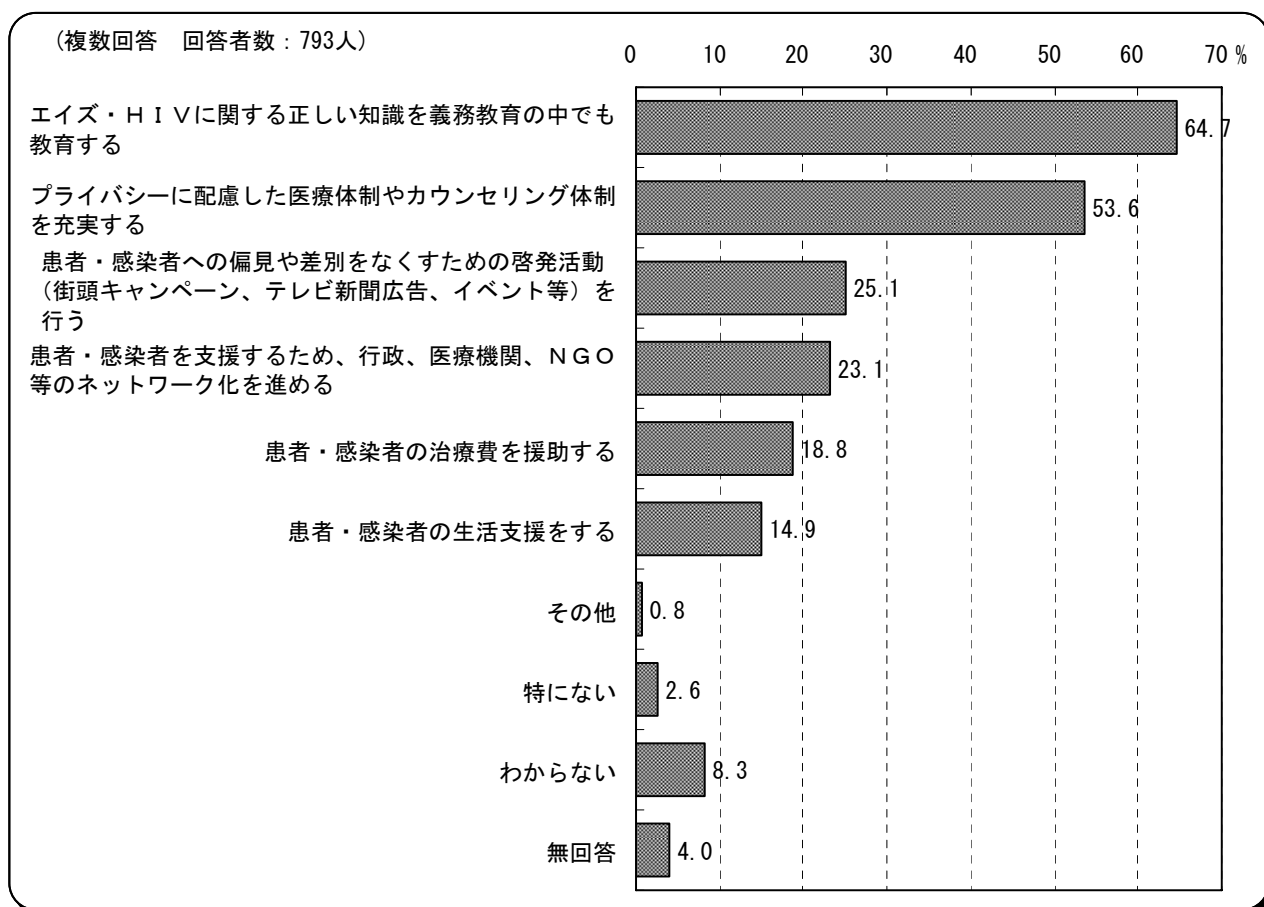
このことから、病気に対する正しい知識を修得するための教育と啓発が必要です。

図表－32 市民問 20 エイズ患者・H I V感染者に関する人権上の問題





図表-33 市民問 21 エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために必要な対策



## (2) 施策の基本的方向

### ア 正しい知識の普及啓発と理解の促進

病気に関する正しい知識をもつことは非常に大切なことで、これが欠如すると、憶測や偏見が生まれ、差別につながります。病気に対する偏見を未然に防止し、または抱いている差別意識等をなくすためには、お互いを理解し合うことが不可欠です。そのような社会をともに築いていくため、様々な機会を提供し正しい知識の普及に努めます。

### イ 相談・支援体制の充実

感染症・難病患者等に対する医療など総合的な相談、支援、連携体制の充実に図り、感染症・難病患者等及びその家族の生活の質の向上等に努めます。

## 8 刑を終えて出所した人の人権

### (1) 現状と課題

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別の意識は根強く、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても、就労差別や入居の拒否など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

### (2) 施策の基本的方向

刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようになるためには、本人の更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など、周囲の人々の理解と協力が欠かせません。そのためには、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別の意識を解消するための啓発を推進します。

## 9 犯罪被害者等の人権

### (1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為により生命や身体、財産に対して直接的な被害を受けるだけでなく、事件に遭ったことにより精神的ショックを受け、その後の日常生活に支障をきたし、医療費の負担や失業・転職等によって経済的に困窮する場合があります。

国では総合的な犯罪被害者等への支援対策に取り組んでいます。また、犯罪被害者等に対する支援を求める社会的な気運の高まりを受けて、「犯罪捜査規範<sup>※</sup>」の改正、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の制定、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」の20年ぶりの全面的改正や「犯罪被害者等基本法」(2004(平成16)年12月)の制定など、つぎつぎと犯罪被害者等の権利や利益を保護するための制度の整備がなされてきました。

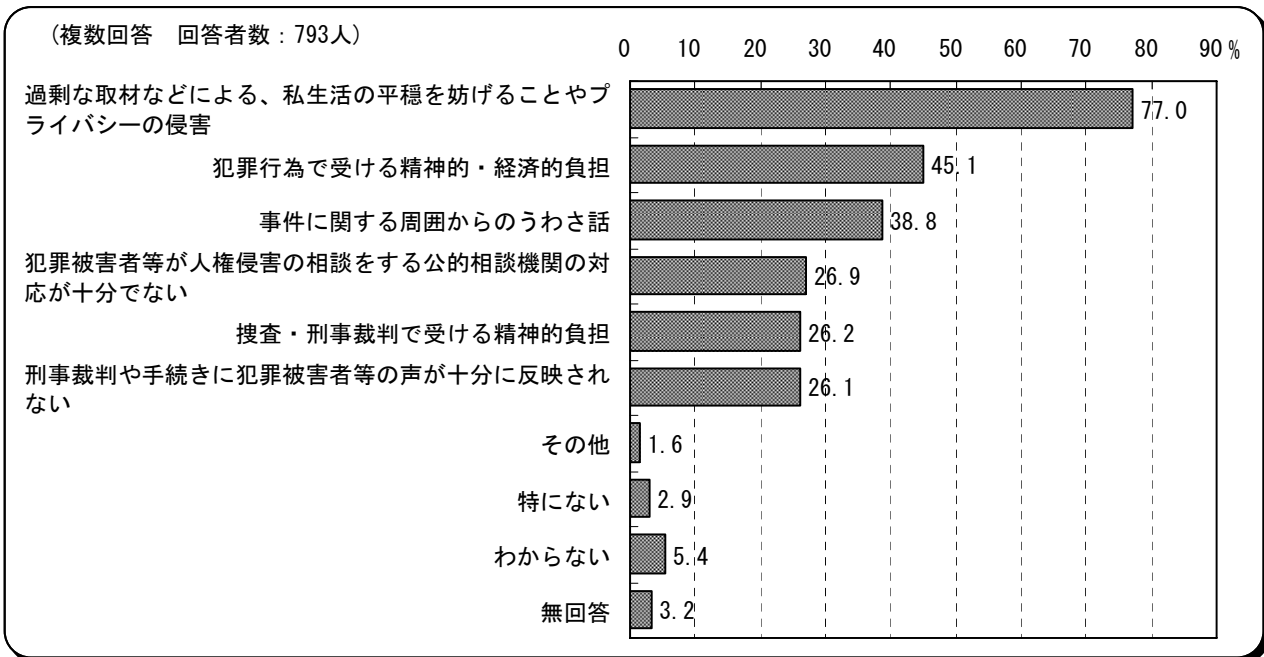
県では、犯罪被害者等基本法及び同基本計画に基づき、犯罪等により被害を受けた方々及びそのご家族又はご遺族が受けた被害を回復し又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう必要な支援に関する情報の提供や助言等を行う「犯罪被害者相談窓口<sup>※</sup>」を開設するなど、被害者等の支援を行っていますが、だれもが被害者等となりうる現状においては、一人ひとりが、被害者等の置かれている状況をわが身のこととして理解し、支援していくことが求められています。しかしながら、犯罪被害者等は実に多様であり、犯罪被害者等が安全で安心な生活を送ることができるようにするためには、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運を醸成するとともに、支援体制の整備や充実を図る必要があります。

人権に関する意識調査から、①過剰な取材などによる、私生活の平穏を妨げることやプライバシーの侵害 ②犯罪行為で受ける精神的・経済的負担 ③事件に関する周囲からのうわさ話等の問題があることが分かりました。(①～③は次頁市民問22)

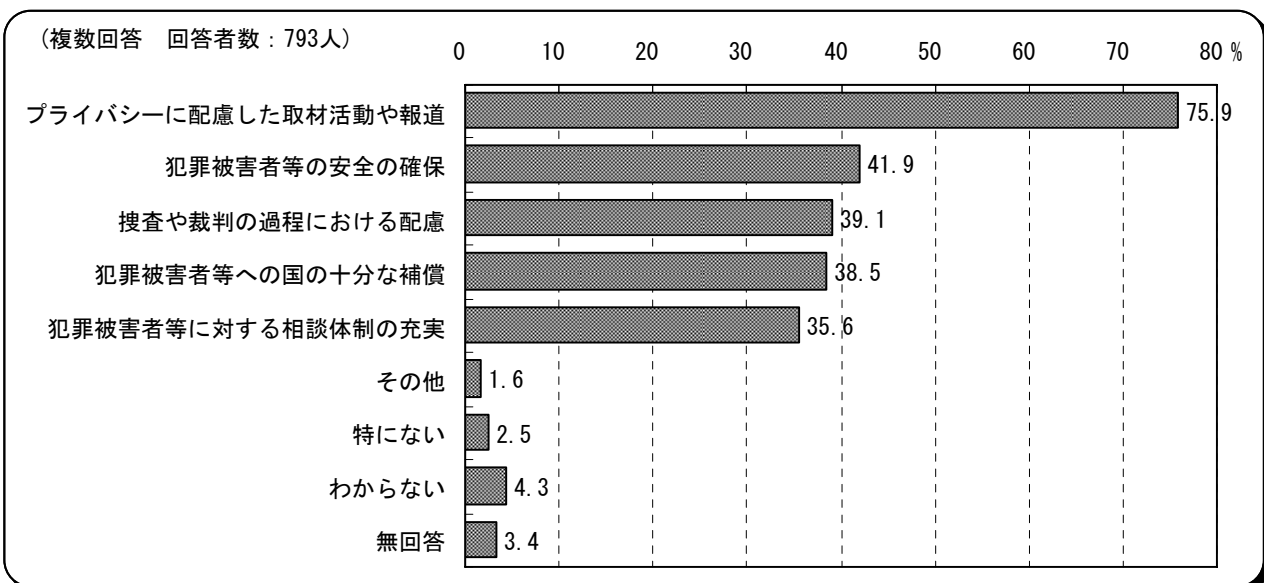
また、必要な対策としては、取材や報道によるプライバシーの保護と安全の確保、捜査や裁判での配慮が望まれている結果となりました。(次頁市民問23)

このことから、犯罪被害者のプライバシーの保護や配慮をする必要があります。

図表-34 市民問 22 犯罪被害者やその家族に関する人権上の問題



図表-35 市民問 23 犯罪被害者やその家族の人権を守るために必要な対策



## (2) 施策の基本的方向

犯罪被害者の増加を抑止し人権が尊重される心の教育と啓発を進め、各機関と連携しながら自立支援に努めます。また、市民一人ひとりが犯罪被害者等の人権に配慮した社会の実現を目指し、犯罪被害者等への理解を深めるための教育・啓発を推進します。

## 10 インターネット<sup>※</sup>等による人権侵害

### (1) 現状と課題

インターネットの普及で、電子メールの利用やホームページによる情報の送受信が簡単にできるようになり、私たちの暮らしは格段に便利になりました。

インターネットでは、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信や、電子掲示板のような不特定多数の利用者の間で情報の送受信などが行われています。しかしながら、これらはいずれも匿名による情報発信が可能であり、また、簡単に情報発信ができてしまうため、様々な問題が発生しています。なかでも、特定の個人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現などの人権を侵害する情報の発信や暴力や卑わい情報など、いわゆる有害情報の発信が問題になっています。

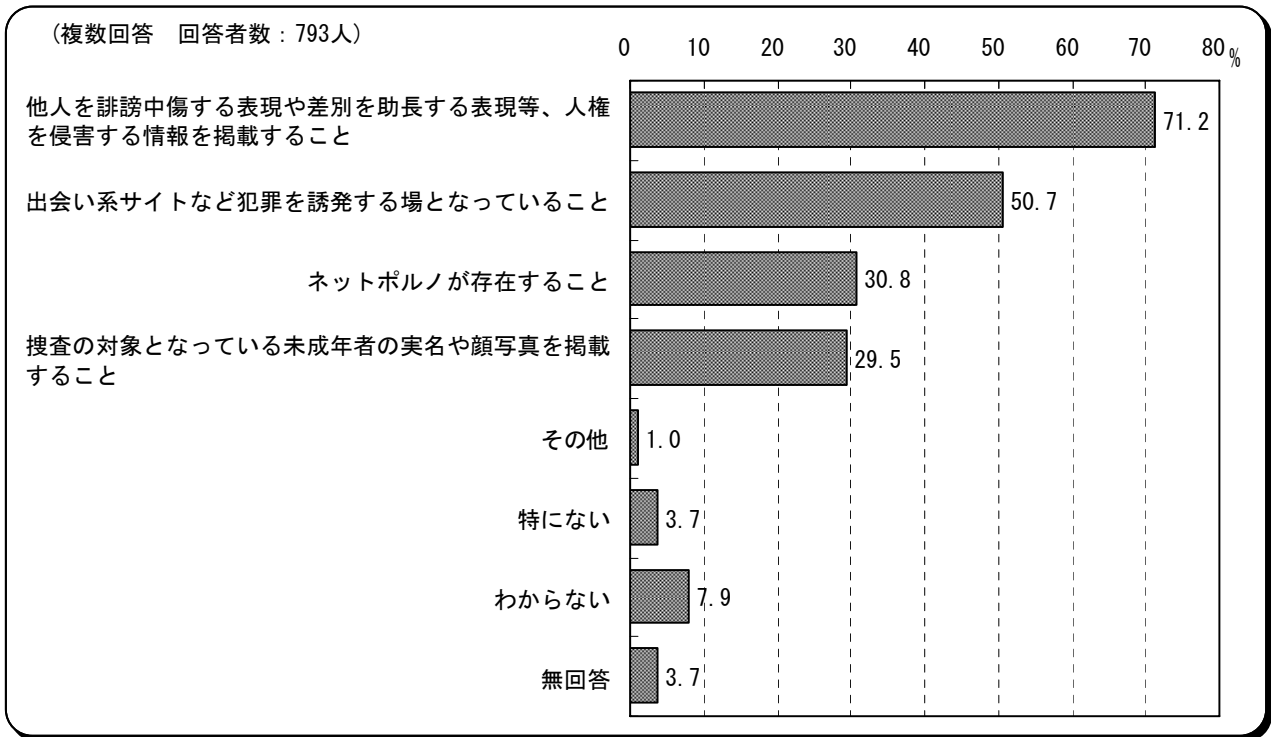
このため、国において、平成14(2002)年5月、インターネット等において権利の侵害が発生した場合における、プロバイダー<sup>※</sup>等による敏速かつ適切な対応を目的に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダー責任法)が施行されました。しかしながら、インターネットによる人権侵害を防止するためには、プロバイダー等が適切な対応を講じるとともに、利用者がその責任等を十分に自覚することが必要です。

人権に関する意識調査から、①他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報を掲載する ②出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている ③ネットポルノが存在する等の問題があることが分かりました。(①～③は次頁市民問24)

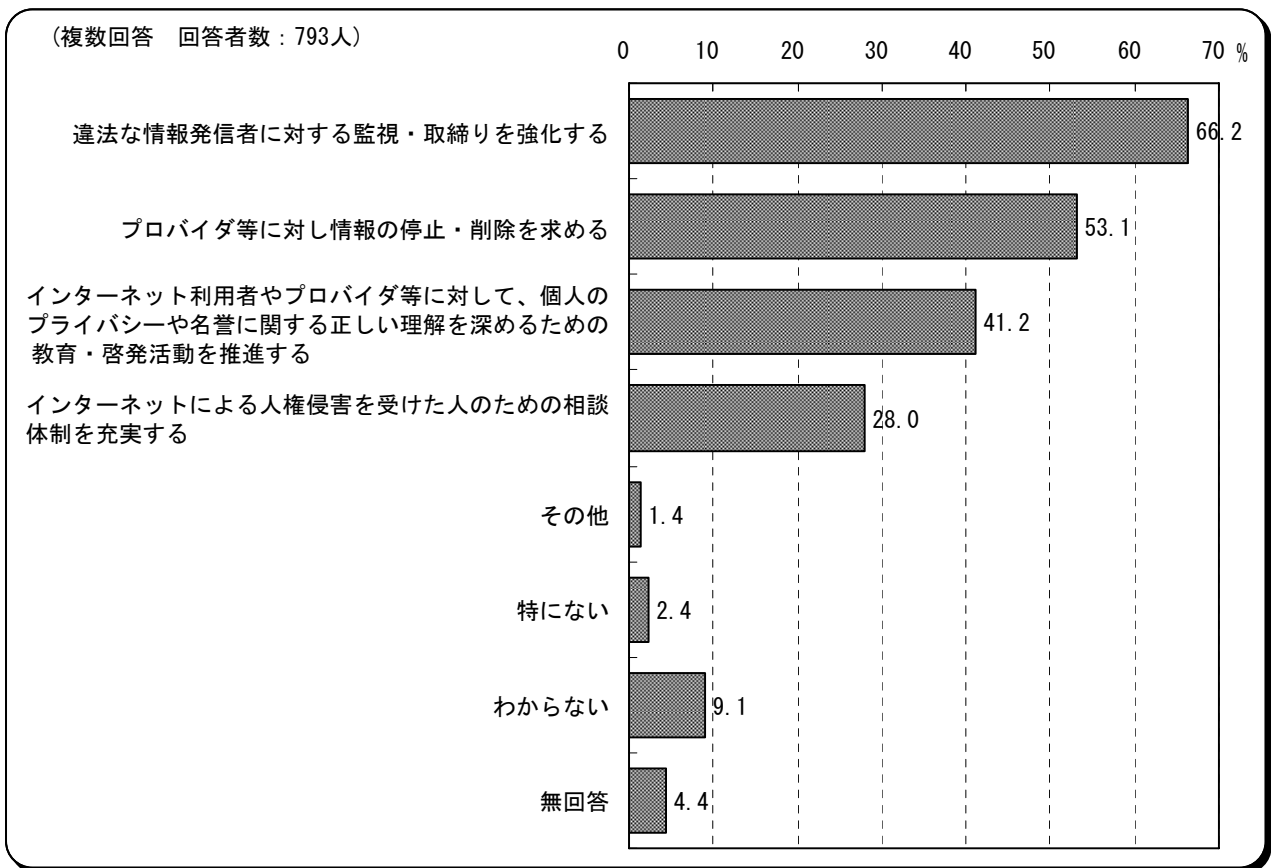
また、必要な対策としては、発信者の取締り強化とプロバイダーの管理徹底、プライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動の推進が望まれている結果となりました。(次頁市民問25)

このことから、学校や家庭等においてモラルの向上を図る教育と啓発を推進する必要があります。

図表-36 市民問 24 インターネットに関する人権上の問題



図表-37 市民問 25 インターネットによる人権侵害を防ぐために必要な対策



## (2) 施策の基本的方向

### ア 情報モラルの向上に向けた取組

「プロバイダー責任法」の趣旨等を踏まえ、国・県等と連携し、プロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を求め、有害情報への適切な対応を促すとともに、利用者一人ひとりが情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解が深められるよう啓発活動を推進します。

### イ 学校における情報教育

インターネットによる人権侵害の発生を未然に防ぐため、情報に関する教育を総合的な学習の時間など、様々な機会に学習します。インターネット上の違法・有害情報やネットワーク犯罪への対応方法、知的所有権やプライバシー保護のあり方等についての学習を推進します。

また、情報教育を通じて、あふれる情報の中から正しい情報を主体的に判断できる能力の育成や、情報化社会の危険性に関する理解を深め、確かな人権感覚に基づく情報モラルを身につけさせるように努めます。

## 11 その他の人権問題

### (1) 現状と課題

現在の日本の社会には、これまで述べてきた人権課題のほかにも、地域の特性や社会情勢を背景にした様々な新しい人権問題があり、個人や社会への人権意識の浸透と高揚に伴い、今後も増加するものと思われます。

「ホームレスの人々」の問題や、「同性愛の人々」「性同一性障害※の人々」等の性的指向の問題があります。

人権に関する意識調査結果では、10.0%の人が「ホームレスの人々」に、8.6%の人が「性同一性障害を理由とする人権問題」に、6.4%の人が「性的指向（同性愛など）を理由とする人権問題」に関心があると答えています。

これら、マイノリティーの人々に対しての人権問題についても関心がある結果となりました。また、「北朝鮮当局による人権侵害問題」については、23.2%の人が関心があると答えています。(P6 市民問4)

### (2) 施策の基本的方向

「ホームレスの人々」の問題及び性的指向に係る人権問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行います。